

地方公営企業等金融機構 代表者会議委員の選任について

平成20年8月1日設立予定の「地方公営企業等金融機構」に置く「代表者会議」の委員について、以下のとおり選任する。

(敬称略)

第1号委員	第2号委員
<p>【都道府県知事】</p> <p>伊藤 祐一郎</p> <p>全国知事会公営企業金融公庫改革 小委員会委員長（鹿児島県知事）</p>	<p>【地方行財政関係】</p> <p>神野 直彦</p> <p>東京大学大学院教授</p>
<p>【市長】</p> <p>佐竹 敬久</p> <p>全国市長会会長（秋田市長）</p>	<p>【経済・金融関係】</p> <p>森田 富治郎</p> <p>日本経団連副会長 第一生命保険（相）代表取締役会長</p>
<p>【町村長】</p> <p>山本 文男</p> <p>全国町村会会長（福岡県添田町長）</p>	<p>【法律・会計関係】</p> <p>小幡 純子</p> <p>上智大学教授</p>

(参考) 地方公営企業等金融機構法 (抜粋)

(代表者会議の設置及び組織)

第十四条 機構に、代表者会議を置く。

2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって組織する。

一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選任する者

二 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選任する者

3 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。

(代表者会議の権限)

第十五条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成又は変更

三 予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更

四 決算

五 役員の報酬及び退職金

六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。

3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。